

社会厚生常任委員会視察報告

- 1.日程 令和4年10月12日(水)～14日(金)
- 2.視察先等 茨城県常陸太田市 人口 46,607人(令和4年11月1日現在)
面積 371.99 km²

栃木県小山市 人口 166,600人
面積 171.6 km²
- 3.視察事項 常陸太田市 ごみ減量化及び再資源化の取り組み
小山市 ごみ袋及びごみ分別について
- 4.視察者 委員会 三沢嘉男委員長 白川克広委員
大橋一久副委員長 浅野一明委員
中沢真佐子委員
当局 石附敏春環境課長
随行 石津敏朗議会事務局係長
運転手 田辺浩心運転手

◎常陸太田市概要

常陸太田市は、茨城県の北部に位置し、東は高萩市、日立市に接し、西は、大子町、常陸大宮市、南は、那珂市、北は福島県矢祭町にそれぞれ接しており、周囲 20 km圏内には、水戸市、ひたちなか市、東海村などがあります。

標高は南部の平坦地で約 10m ですが、北部の山岳地帯では 750m を超えています。南部は広く開けた水田地帯となっていますが、北部は阿武隈川山系の一部となり、たおやかで豊かな稜線を望む事が出来ます。

また、久慈川の支流である里川、山田川、浅川が流れ、この河川沿いに平野が広がっています。

気候は太平洋型の気候であり、四季を通じて穏やかですが、北部山岳地帯は冬季に積雪を見ることもあります。

◎ごみ減量化及び再資源化の取組

1 目的

- (1) 市民一人当たりのごみ排出量を減量し、リサイクル率を向上させる
- (2) 焼却施設の経費削減かつ延命化を図る

2 取り組み内容

- (1) 分別の細分化
14 分別から 23 分別へ
- (2) 資源ごみ・不燃ごみの出し方見直し
指定袋(有料)からコンテナ等(無料)へ
資源ごみ拠点回収からごみ集積所へ

3 経緯

- 平成 23 年 2 月 市民フェスティバルにおいてごみの減量化のため、分別収集体制の見直しの必要性を提起
- 同 7 月 ごみの分別収集体制の見直しに、市と市民環境会議が連携して取り組む事を決定（市民環境会議総会）
- 同 11 月 市が市民環境会議にごみ減量化の推進方策（分別収集体制の見直し）の素案を提示
- 同 12 月～平成 24 年 3 月
市民環境会議（専門部会）において、分別収集体制の見直しの内容を検討
- 同 4 月 市環境フォーラムにおいて、新しい分別収集体制を提起決定
- 同 5 月～同 7 月 市内 124 町会(住民)に対し、説明会を実施
- 同 7 月 各集積所にコンテナ等の回収容器を配備
- 同 8 月 新しい分別収集を実施

以下の品目を分別

指定袋(有料)にて回収

- ① 燃えるゴミ

集積所にてコンテナ・バケツ・ネット等により無料回収

- ② 無色のびん③茶色のびん④その他のびん⑤ペットボトル⑥ペットボトルのふた
- ⑦発砲トレイ⑧新聞・ちらし⑨雑誌類⑩段ボール⑪紙パック⑫その他の紙類
- ⑬古着・毛布⑭アルミ缶・スチール缶⑮その他の金属類⑯陶器類⑰ガラス類
- ⑱乾電池⑲蛍光管⑳その他の燃えないごみ(ライター・鏡・体温計(水銀使用))

持ち込み(有料)自己搬入等

- ㉑粗大ごみ㉒家電 5 品目(洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコン・乾燥機)㉓剪定枝

◎所管

ごみ減量には、有料化が必要と考えていたが、地域の協力により細分化やコンテナでの回収により行える事を理解した。変更の際に各地域にて丁寧な説明会を開き住民の理解を得られたことが大きいと考える。

また、袋での出し方よりコンテナ方が異物の混入が少ないと考える。中身が見える分気を付ける思いが広がっている。

有料化をせずともこのような方法で、ゴミの削減ができる事を実感。また、地域の方の理解そして、協力を得る事がごみ行政をすすめるうえで大切であると感じる。

◎栃木県小山市の概要

小山市は栃木県南部に位置し、東京圏から北に約 60 k m、県都宇都宮からは南に約 30 k m の距離にあります。市域は左側に茨城県に接しており隣接市町は東に真岡市・茨城県結城市及び筑西市、南に野木町・茨城県古川市、西に栃木市、北は下野市に接していません。

関東平野のほぼ中央にあって、ほとんど起伏がなく、市中央部に思川、東部に鬼怒川、西に巴波川が流れています。

市街地の周辺には農地や平地林の田園環境が広がっており、コウノトリが定住・繁殖したラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」をはじめとする豊かな自然環境と数多くの歴史的・文化的財産を有し、農業・商業・工業のバランスの取れた町として発展しています。

気候はやや内陸性をおびた表日本式気候を示し、概ね温暖で住み良い気候であると言えます。冬の北西からの季節風「男体おろし」や、夏に多発する雷は、その激しさから特徴的な風物の一つとなっています。

◎小山市ごみ処理の現状

ごみステーション（集積所）へ市民が出す。集積所は、市内約 3000 か所ある。8 分別に分けられる。燃やすごみ（可燃ごみ）、剪定枝、プラ容器、可燃系資源物（紙・布類）、不燃系資源物（瓶、缶、ペットボトル）、燃えないごみ（不燃ごみ）、有害ごみ、粗大ごみ。

燃やすごみ（可燃ごみ）は、45 リットルまでの透明袋または、白地系の半透明袋に入れて出す。有料方式ではない。

粗大ごみは個別収集を市に申し込むと有料（一点 1000 円）で個別収集されます。排出者自身がセンターへ持ち込む場合は無料となっている。

◎ごみ量の推移

平成 18 年度の 59, 121 t をピークに、近年は、54,000 t から 55, 000 t 程度で推移している。

◎ごみ減量化の取組

(1) 資源ごみ回収の促進

自治会、PTA 等の資源回収団体に対し、資源ごみ回収報奨金交付制度を運用して報奨金を交付しています。

(2) 生ごみの自家処理の促進

生ごみ処理機を購入した市民に対し、補助金を交付している。

(3) 給食の残渣・生ごみの堆肥化

市立小中学校義務教育学校、市立保育園の生ごみを取集し堆肥化しています。

(4) フードドライブの実施

家庭で食べきれない食品を市民の皆さんから持ち寄ってもらい、NPO 法人の協力をもらい、支援を必要とする方に提供する取り組みを行っている。

市内 11 か所及び環境課窓口で行っている。

(5) 生ごみ 3 キリ運動の推進

生ごみ水切り器を各世帯に配布し、食材を無駄なく活用し（使いキリ）、残さず食べ（食べキリ）、残ってしまったものは水切り器などで水を絞る（水キリ）3 キリ運動を呼び掛けています。

(6) ごみに関する環境教育の促進

(7) エコ・リサイクル推進事業所認定制度

◎所管

燃えるゴミ袋について、指定袋ではなく透明・半透明・白地の袋で出す事となっており、視察先を選んだ。市民の方にも浸透し、袋については、導入当初、市民の方に繰り返し説明会を開き、また、職員もステーションを巡回し、対話を重ねたことにより浸透し、現在、大きなトラブルはないとの事。令和 5 年 4 月から加茂市も黒い袋や段ボールでの燃えるごみを出す事が禁止となる。必ず定着して行けるので、対話を重ね、市民の皆様が気持ちよくごみを出せる環境を整えてほしい。

また、ゴミ減量化についても様々な施策をおこなっており、学校、自治体に対しても協力を得られる体制となっている。加茂市においても市民と協働の減量化へ取り組めると考える。市民参加のごみ減量化を教育の現場からできると思う。